

平成18年度

政策提言書

南砺市議会南砺自民クラブ

政策提言にあたって

我々南砺自民クラブは、地域住民の福祉向上と安心、安全な地域、そして活力ある地域社会の形成のため、どのような政策が今の時期に大切であるかを議論し、協議を重ねてきました。

平成17年度より4分科会を組織し、昨年に引続き政策提言をまとめました。

合併2年を経過し、いろいろな問題、課題がある中において、協議、検討を重ね、早急に対応すべき事項を取りまとめ、政策立案したところであります。

我々南砺自民クラブは、議会の役割を十分認識し、まとめた政策であり、市当局もこのことを勘案され、平成19年度予算に反映されるようご提言申し上げます。

平成18年11月24日

南砺自民クラブ

会長 大西 正 隆

企画総務分科会

リーダー 齊藤 光 一

民生教育分科会

リーダー 堀 豊 次

産業経済分科会

リーダー 蓮 沼 晃 一

建設分科会

リーダー 石 崎 俊 彦

平成18年度南砺自民クラブ分科会名簿一覧表

企画総務分科会

- ①大西正隆
- ②且見公順
- ③中島洋三
- ④吉田 清 ☆
- ⑤前田美好
- ⑥岩崎 誠
- ⑦生田長範
- ⑧齊藤光一 ◎

産業経済分科会

- ①倉 一雄
- ②中田勝治
- ③香川俊光
- ④片岸 博
- ⑤蓮沼晃一 ◎
- ⑥山田 勉 ☆
- ⑦川辺邦明
- ⑧田中幹夫

民生教育分科会

- ①嶋 信一
- ②城岸一明
- ③中川邦宏
- ④才川昌一
- ⑤武田慎一 ☆
- ⑥堀 豊次 ◎
- ⑦池田庄平
- ⑧高田龍司郎

建設分科会

- ①島田勝由
- ②水木 猛
- ③西井秀治
- ④浅田裕二
- ⑤石崎俊彦 ◎
- ⑥高橋 猛
- ⑦長尾益勇 ☆
- ⑧向川静孝

◎は各分科会リーダー

☆は各分科会サブリーダー

「行政評価制度導入について」政策提言書

企画・総務分科会

はじめに

「行政評価制度」は府県・政令指定都市から次第に市町村に広がりを見せています。だから南砺市にもというものが、今回の提言の主旨ではありません。

今なぜ「行政評価制度」なのか、このことを踏まえないで、あるいは理解しないで制度を導入しても、結果として形だけにとらわれ、制度そのものが目的化され、本来の目的から大きくそれてしまう恐れがあります。従って導入の主旨を十分に踏まえた上で、腰を据えてこの制度導入に取り組んでいく必要があります。

では「行政評価制度」を求める時代背景は何か。大きく分けて三点あります。

I 地方分権の時代

2000年(平成12年)に地方分権一括法が施行され、大きく地方の位置付けが変わりました。三位一体の改革もあり、必ずしも財政的に地方が国からひとり立ちし、独自の道を歩むということにはなっていませんが、それでも従来に比べるとまさに劇的な変化を経ました。

施行以前は、

- 1 国と地方は主従関係にあり、地方は国からの機関委任事務をこなす組織でした。「三割自治」という言葉が示すように独自性に乏しく、従って知事や市町村長は地域の政治代表であると同時に、機関委任事務の執行者でもあったのです。
- 2 そのシステムの結果として、行政責任の不明確さも生じました。

国は企画をする組織であり、地方はそれを執行する組織という位置づけの下で、執行結果に対する責任も不明確になり、役所は責任を曖昧にする代名詞になるなど、ありがたくない国民の評価を受けてきました。もちろん私たちは多くの職員が職務に精通し励んでいることは知っていますが、システムがそのような弊害を生み出していることなど、今まであまり考えることも無く来たのも事実です。

- 3 また国は各省庁に分かれています、そのシステムが地方にも波及し、横の連絡が不十分な「縦割り行政」との批判も古くからあります。

施行後は一体どうなるのか。どうなったのか。

- 1 国から地方への機関委理事務の7割近くが自治事務として各自治体の固有事務とされました。これによって自治体は行政裁量権が飛躍的に拡大しました。
- 2 従来 of 国の地方に対する関与も法律に明記されているもの以外は、助言的、事前協議的なものに限定されました。また自治体の立法権を活用する改革へと踏み出しました。
- 3 財源面では市町村民税の制限税率が撤廃され、起債許可制度も事前協議制に切り替えられました。

その結果、自治体が「自分の財布」観を持ち、「自己決定」・「自己責任」・「自己負担」の自治の三原則を踏まえて行政運営をしていくことが求められるようになってきたのです。

つまり地方公共団体から地方政府（Local government）に変化したのです。

勿論言うまでもなく改革の完成度はまだまだ不十分であり、地方から国に言うべきこと、とりわけ財政面については「国の財政赤字

を地方に転嫁するものではないか」との大きな声があります。

私たち議会人もそのことを主張したいし、また道路財源の問題では主張しているのですが、ともかく第1次ステージは展開したのです。

その結果、自治体自らが企画し、実施し、責任を負う体制を作る必要性に迫られているのが現在の状況だと理解しています。

そのことを職員は言うに及ばず、市民のみなさんにも理解いただきたいというのが、私たちの思いです。

Ⅱ 1820の自治体が競い合う時代

一方で平成の大合併が進み、かつて3,232あった市町村数が、平成18年の4月1日には、1,820となりました。

視察に行っても感じることですが、視察先では「住民の利便性」「産業政策」「観光政策」「福祉政策」「住民参画」等各種政策・施策の拡充を真剣に考え取り組んでいる熱意が伝わってきます。

私たちが視察先として選んだN市では、市長主導で「行政評価制度」に取り組んでいました。「市長が交代し、職員は大変だ」との見方も成り立つのですが、市長候補がマニフェストに取り上げなければならないほど自治体を取り巻く時代背景、環境が変化したと理解するほうが正確かと思います。

また隣接するI市は議会・議員が先頭に立ち「住民自治基本条例」の制定に取り組んだ所です。住民参画、住民との協働の下、自分たちの市を作り上げていこうという熱意です。

勿論南砺市に外部から視察が入った場合も熱く語っておられることと思います。

この度の改革により、結論的に言えることは

1 地方自治体は成功する自由と失敗する自由を併せ持つことにな

った。

2 全国1, 820の自治体がそれぞれ知恵を出して競い合う時代に突入した。

3 5年、10年先には成功、失敗が明らかになる。

という点に集約されるのではと感じています。

かつて農基法が改正され「作る自由」「売る自由」の時代が来たといわれました。裏返していえば、「作れない自由」「売れない自由」も同時に派生したということであり、個人的には、弱い農民が産地間競争に巻き込まれることに必ずしも賛成ではなかったのですが、今自治体も望む、望まないに関わらず同じような環境の下に放り出されたと理解すべきです。

Ⅲ 総合計画が目標

1969年(昭和44年)地方自治法第2条第4項が改正され、市町村が議会の議決を経て基本構想を作成することが義務付けられました。しかし、その当時市町村は名実ともに「地方公共団体」の位置づけであり、独自の予算を持っていないこと、政策立案権を持っていないことから基本構想は作文に近いものにならざるを得ませんでした。

しかし現在作成中の「総合計画」は地方政府としての、そして合併した南砺市としての初めての計画策定であり、重みを持っているものです。

「行政評価」をする場合には何に対して評価をするのか、目標が必要となりますが、この総合計画が施策の目標となります。

Ⅳ 新南砺市元年

以上3つの条件が整ったのが現在です。

- 1 地方分権一括法の施行により、地方政府の時代が到来した。
- 2 平成大合併が進み、各自治体が競い合う時代となった。
- 3 市独自の「基本構想」を作成し、それに基づいて施策を実施する時代となった。

市長が「今年までは旧町村の残された仕事を遂行してきたが、来年度からは南砺市としてはじめて独自の予算執行をすることになる」とよく言われるように、新たな目標に向かってスタートを切る元年が平成19年度です。

私たちはこのように自治体を取り巻く状況が財政的にも、法的にも大きく質的变化を遂げたことを背景とした、これからの自治体として「行政評価制度」は欠かすことの出来ない制度であるという観点から、先進地を選択し、視察をし、また議論もしてきました。

V 政策循環システム

「PDCA」という言葉も随分となじみが深くなってきました。

「計画する」「実行する」「反省をする」「次につなげる」、このことは日常生活の中で大多数の人が実行していることで、取り立てて変わったことではありません。

しかし政治、行政の組織では、かつてのシステムは、その当たり前のことを非常に実行しにくくしていたのです。

自治体を取り巻く環境が変わった今、改めて当たり前のことを実行しようというのが今回の提言の主旨です。

では今までそのようなシステムがまったく無かったのか。

行政組織の中では監査委員会、議会としての決算特別委員会、住民の立場からの監査請求制度が、行政評価制度に該当するものです。

このうち監査請求制度以外は内の取り組みであり、必ずしも開かれたものではありません。「現行制度を充実させればよいのでは」と

いう意見もあると思っていますし、今後そのことは必要なことです。

しかし問題は政策を執行している、行政組織自体でその取り組みが無かったという点にあります。

行政の公共政策は企業の経済活動からは生まれない領域をカバーするものです。しかもその財源は税金で賄われています。従って当然のことながらその使途、結果について市民に報告する義務・責任が議員、公務員にあります。

最近「アカウンタビリティ」という言葉が良く使われます。「説明責任」と訳されています。

市民が行政に対し公共政策を委任する、公務員はその仕事をしなければならぬ責任と、任務を果たす責任を負う。これを「通常責任」(レスポンスビリティ)といいます。しかし委託者がその結果に満足しなければ、「説明責任」を問われます。

従って行政としての職務をきっちりと評価しながら目標にどれだけ近づいたのかを評価し、その結果を市民に明らかにして、市民の満足度を把握することが必要になってきます。

「問われて初めて説明する」のではなく、自ら施策の結果について市民に報告していく積極的な姿勢が、これからの行政に必要なとなっているのです。

VI 導入に当たっての問題点

お金と権力の行使を身近な地方自治体にゆだねるのが「地方分権」です。地方分権が進むにしたがって住民の目は政策やその執行方法、効果に向きます。

このことを意識しながら業務を遂行するのが、「行政評価」の大きな目的です。

実際の導入に当たっては1～2年で完成するシステムではないこと

を肝に銘じながら腰を据えて取り組む必要があります。

また「行政評価」を狭義に目的化すると、職員の負担感だけが増える、あるいは「やらされている」との意識が先行し、日常の業務に支障をきたすようでは本末転倒になります。あくまで「行政評価」はツールです。この点を履き違えて様式主義に埋没しないよう十分な配慮が必要となります。

当面は「内部評価」でスタートを切ることが適切だと考えますが、これで終わるとどうしてもお手盛り評価になる傾向があるようです。将来はその内容を公表する、あるいは外部の有識者を交えた「評価委員会」を設けることも目標として設定すべきです。

「行政が変わる」、「議会が変わる」、「住民が変わる」、市民との協働社会を築き上げていく取り掛かりの一つとして「行政評価制度」があります。

さらに実施した施策を自己評価するにとどめず、その前の「計画段階」でその施策が「合法性」「経済性」「効率性」にマッチしているか否かに加え、「有効性」を問う場面が必要となります。

「それぞれの町村が自己完結型で施設を持っていたが、合併したことにより、重複施設が多くある結果となった」が、「有効性」基準から見ると問題が多いことも事実です。

これらの施設を市民満足度向上の観点から見直すことが必要ですし、加えてこれからの大型新規事業については事前審査が非常に大切になってくると考えます。とりわけ財政的に厳しくなっていく状況の下では「有効性」が厳しく問われることとなります。従って新規大型事業の事前審査の必要もあります。

これらの点を勘案しながら、

- 1 南砺市独自の「行政評価制度」の創設
- 2 将来は外部評価制度への発展を考慮する

3 大型公共事業事前審査委員会の設置

を求めるものです。

VII 最後に

観光立市を目指している南砺市としても参考になるとの思いから、K市の「観光行政」の視察にこの秋行ってまいりました。対外的に評価を受けている自治体は必ず内部で充実した取り組みや、完成度の高いシステムを持っているものです。

この市は今年1月に合併したばかりですが、そこで感じたのは観光戦略を明確にしていることです。戦略達成のために何をしなければならぬのか、結果はどうであったのか、常に検証されていると受け止めてきました。

その市は「行政評価制度」をシステムとしては導入していません。しかし、やっていることは立派な行政評価であり、常に取り組んだ内容が次の方針にフィードバックされていました。良質食材の確保のために観光課が農業分野の小麦の栽培などに積極的に取り組んでいることに驚きを覚えましたし、隣接する市と連携した観光の取り組みは南砺市でも行っていることですが、県境を越えて隣の市と職員交流を図っていました。

またエージェントを3年の期限付き採用をしており、「彼から随分学ぶべき点は多い」との報告もありました。

「職員が元気でないと市民に自信を持って働きかけることは出来ない」と市の職員が言えば、市民も組織を立ち上げて先頭に立って全国観光キャンペーンを展開する、市民協働社会の形も観光面では出来ていました。

小さな工夫と熱意がこの市を動かしているのだと思って帰ってきましたが、このような取り組みは南砺市でも十分に可能なことです。

また議会においても、自治体活動の基本的な意思決定機関であること、「自己決定」「自己責任」の中心は議会であることを十分に自覚し、活動していく時代になったことを肝に銘じていく必要があると考えています。

「教育機関の充実について」政策提言書

民生教育分科会

はじめに

当分科会の政策提言は教育機関の充実をテーマに、小中学校の統合と小中高一体に絞り、教育の向上や児童生徒の意識について調査、検討を重ねてきました。

年度初めよりテーマを検討のうえ決定し、4月上旬には教育委員会に対し、小中学校の実態調査を行いました。また、現状について説明も受けました。5月には平成17年2月に市町村合併をした白山市教育委員会において、合併後の小学校統合計画の説明を聞き、新しく整備された蕪城小学校を視察しました。また、7月には八王子市や狛江市において、行政規模的には異なりますが、先進的な不登校対策や学校統合及び学校選択・学区の見直しについての視察を実施し、これらの勉強会や研修視察に基づき今後の課題について検討を行いました。

1 教育機関の充実と小中学校の統合について

① 南砺市立小中学校の実態調査

城端地域は昨年度から小学校が改築中であり、利賀地域はすでに近年複合施設として生まれ変わっています。また、一部地域においては、耐震補強工事が施され構造安全上の対策は進められていますが、平、上平、福光地域の一部には老朽化が進み、児童数の減少が著しく、10月1日現在の平小学校、上平小学校の児童数は両校含めて96人であり、一部で複式学級もあります。平、上平両中学校の生徒数も60人と極めて小規模校となっています。

② 石川県白山市教育委員会

(学校統合)

白山市教育委員会には、学校統合検討委員会が市長の諮問により、平成17年4月28日に設置され、6回の検討委員会の結果を平成17年10月に市長へ答申されました。昭和50年代をピークに手取川ダム建設完成による人口の流出など社会の変化に伴う児童・生徒の減少により、統合が必要との認識で検討がなされ、合併協議会で吉野谷小中学校、尾口小中学校、及び白峰中学校の枠組みで統合を進める方針が決定されました。反対意見もありましたが合併協議会の方針を尊重して、平成20年4月開校を目指す結論付けました。

③ 八王子市教育委員会

(不登校対策)

八王子市には小中学校106校あり、児童・生徒数は42,000人を数え、うち不登校の児童・生徒数は600人ほどいます。この不登校の児童・生徒を支援する方策として、八王子高尾山学園が設立されました。

(学校選択制)

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、学校選択制度の導入について平成14年10月に教育委員会から答申を受け、16年度入学時から小学校は隣接校限定制、中学校は市内全域の選択制を実施、現在3年が経過し、ほぼ希望通りの入学が実現しました。このことにより、各学校はPR活動を活発化させ勧誘も積極的になりました。

④ 狛江市教育委員会

(学校統合)

市全体の小中学校適正化規模検討委員会を平成6年7月に発

足し、平成10年12月に第四小学校と第八小学校、第二小学校と第七小学校、第一中学校と第四中学校の統合の必要性が答申され、行政側より提案された。都教育委員会より2～3人の加配教諭、市から講師や研修大学生も加わり、更にクラス再編など、きめ細かい指導を行っています。

考察

学校統合は、少子化や、教育の充実、施設環境の格差などの観点から必要と考えられるが、大規模化や効率化という視点からではなく地域性を考慮し適正な規模を検討することが必要であろう。特に当市には、山間部もあり、通学距離も考慮し統合の必要性を検討することが大切であります。

学校選択制や通学区域は、隣接もしくは近接する小学校を選択できるなどの柔軟性も必要であり、学校の評価も高くなると考えられる。このことから、小規模ではあるが小中連携、中長期的には一貫校の特色ある学校運営をも検討すべきであります。

まとめ

- 1 学校教育の充実を図るため、小中学校の統合計画及び審議会の設置を図られたい。

小規模校における複式学級を解消し、教育の充実を図るため、地域性も考慮した学校の統合について計画審議されたい。

- 地域社会の整備により、道路、冬季除雪などにより、遠距離通学もスクールバスの導入により通学可能になった。児童、生徒数の少ない小中学校の統合を図り教育の充実を検討されたい。教職員数も少なく適正ではない。また、施設の老朽化や耐震構造の必要性からも考慮されたい。
- 小規模小学校の施設の老朽化や利用性、そして、複式学級

の解消、運動会など学校行事の活力、児童の人間形成向上の面からも、統合を提言します。

行政の効率化や、経費の節減を目的とせず、教育の充実を図るためのものとしします。

2 特色ある学校づくりの検討を図られたい。

特色ある学校づくりを推進するため

- ① 多様な教育ニーズに対応
 - ② 小学校の通学区域の弾力的運用
 - ③ 中学校の市全域からの通学区域の見直し
 - ④ 理想的な教職員の適正な配置と資質の向上
- を図られたい。

スケールメリットの伸長や、多様化、複雑化した教育ニーズに対応できること。また、大自然のロケーション価値による市内学校間の交流の活用、都会からの受け入れ態勢充実の効果とともに、優秀な教職員の資質向上と養成にもつながると考えられます。

小中学校の統合計画及び審議会を設置するにあたっては、小中連携も視野に入れ検討する必要があるのではないかと考えられます。

さらに、小中高一貫教育を含め、中長期的な課題も早急に調査、検討されることを提言します。

「東海北陸自動車道開通に伴う産業・観光の振興について」政策提言書

産業経済分科会

はじめに

平成19年度末の東海北陸自動車道開通に伴い、北陸沿線地域と名古屋を中心とした中京圏との観光・産業交流が大幅に増えることが予想されます。

その中で、北陸側最初のアクセスICを持つ南砺市として、いかに観光客を受け入れ、特産品を売り込み、企業等の誘致を推し進めることが出来るかが大きな課題となっています。

そこで、当分科会としては東海北陸自動車道の開通に伴う産業・観光の振興をテーマに、2月より検討を重ね、4月に東海北陸自動車道飛騨トンネルの視察、7月には名古屋市内観光関連施設(富山県名古屋事務所、名古屋コンベンションビューロー、トヨタ産業技術記念館、ノリタケの森)を視察し、次の3つの提言目標を設定しました。

- ① 交流人口増大観光戦略
- ② 特産品開発・既存特産品拡販促進
- ③ コンベンション・大学合宿等の誘致制度導入

以上の目標に基づき、現状分析をしながら政策提言を行います。

1. 交流人口増大観光戦略

○現状分析

飛騨トンネルは先進坑が4月に貫通し、本坑も11月10日現在で進捗率96%を超え、19年度末の開通が現実的なものとなりました。

富山県名古屋事務所との意見交換では、南砺市の観光に対する甘さを指摘されました。

主な項目を挙げると

- ・積極的に南砺市を売り込んでくることが少ない(売り込み下手である。)
- ・南砺市ホームページの観光関連情報の更新が遅く、新しい情報が不足している。
- ・観光課からのアプローチが無く、南砺市をPRしようという意識が感じられない。
- ・もたもたしていると南砺市は素通りで、白川から一気に金沢・能登へ行ってしまう。

○感想

市としてイベントをこなすだけでなく、イベントに頼らない観光戦略を立て、名古屋・中京圏に積極的にアプローチし、観光客誘客に取り組む姿勢が必要であります。

「こんなものがある、見られる」ではなく「こんな楽しいところがある、おいしいものがある、感動がある」といった所に視点を置き、テーマ別、年代別の旅行コースを開発する等、長期的な仕掛けづくりが必要であります。

また、名古屋では地域の生産現場、製品などを観光資源として、体験・思考・学習してもらい産業観光が主流になりつつあります。南砺市として、いかにこの新しい形に取り組むかが必要であります。

2. 特産品開発・既存特産品拡販促進

○現状分析

それぞれの地区に特産品はあるが、まとまったPRはしておりません。

南砺市の農産物や加工品を連携してアピールしようと市農産物直売、加工グループ連絡協議会が設立され、商標登録などを活用した加工、販売力強化の方策を探っています。

○感想

平成18年4月からの改正商標法施行で、地域ブランドの商標登録手続きが、簡略化された。是非この機会に特産品の地域ブランド化を推進し、PRを図る事が必要であります。

また、特産品のパンフレットや既存施設での南砺市一円の特産品販売を通じて、中京圏からの観光客の消費に結びつけていくことが必要であります。

3. コンベンション・大学合宿等の誘致制度導入

○現状分析

中部国際空港開設に伴い、名古屋近辺でのコンベンション開催の増加に伴い、参加者やその配偶者の観光要望が増えてきました。

富山市が今夏、補助制度を創設しコンベンション・大学の合宿誘致等に取り出しました。

○感想

南砺市として東海北陸自動車道開通により、施設規模や交通面でも利便性が高くなり、会議後のエクスカージョン(小旅行)で、世界遺産を持つ南砺市と中京地区とタイアップした取り組みが可能です。

大学合宿誘致は夏場のスキー場など遊休施設の活用が有効であり、また、大学運動部の合宿は4泊から6泊が一般的と言われ、比較的大人数の参加が見込めることから、5つのスキー場を抱える南砺市としては、積極的な補助制度を設け、中京方面各大学へのアプローチが必要であります。

まとめ：政策提言

- 1 交流人口増加を図るため、名古屋市、高山市、金沢市に南砺市観光事務所やアンテナショップの開設を提案します。

観光課、観光協会、旅行業者等共同での魅力的旅プランの作成、産業観光の推進や観光客の目線に立った施設の充実を提案します。

観光課を中心とした各課横断的な東海北陸自動車道関係推進本部の設置や観光振興施策に民間手法を取り入れるための関係分野企業への職員派遣を提案します。
- 2 東海北陸自動車道開通に伴い、物流時間の短縮を考えた生鮮特産品(五箇山の高冷地野菜等)の生産を提案します。

特産品の推進を図るため、南砺市特産品パンフレットの作成や地域ブランドの推進や産業経済部内に特産品推進の組織作りを提案します。
- 3 名古屋コンベンションビューロー、名古屋商工会議所等とタイアップし、コンベンション共同誘致プログラムを提案します。

知名度の高い白馬周辺、荘川周辺に対抗するため、これら先進地の助成制度や富山市の制度を参考に補助制度を設ける等の方策を提案します。

白馬などでは夏場の合宿を縁にスキーに訪れる学生も多く、百数十人規模の合宿もあることから、地域経済への波及効果、観光振興の観点からも思い切った合宿誘致助成制度を提案します。

以上の項目を実現するため、具体的な実施計画を早急に作成し、観光協会全体の取り組み方を一体化し、各々の観光協会が強力に力を発揮できるよう、観光行政強化のため、民間人材登用を含めた力強いリーダーシップを発揮できる行政組織改革を強く提言します。

「防災に強い都市づくり等について」政策提言書

建設分科会

はじめに

当分科会の政策提言は、前半はテーマを決める勉強会を開き、検討を重ね4つのテーマを決め、後半はテーマに添った調査、研究、研修をしてきました。

南砺市となり、はや2年が経過しました。4町4村で合併した新市の建設政策がどのようになるか住民一同が注意深く見守っております。日本の国全体が少子高齢化の時代を迎え、我が南砺市も少子高齢化、人口減少が進んでいます。緊縮財政が唱えられている昨今、経費の削減を行い、住民サービスを低下させない。そして、地域の活性化を目指し、現在策定中の総合計画を早期策定の一助として提言書を取りまとめるものです。

テーマ

- ① 防災に強い都市づくり
- ② P F I 方式導入による街づくり
- ③ 土地区画整理による街づくり
- ④ 合併支援道路整備の促進

以上4つのテーマに沿って、7月には長岡市、山古志村、新潟市の視察研修を行いました。

テーマ① 防災に強い都市づくり

当分科会では、長岡市の山古志村の視察を行いました。長岡から山古志村へ向かう主要地方道を含め、一般国道では5路線11箇所、主要地方道では6路線11箇所、一般県道では10路線13箇所、その他市道2路線2箇所で土砂崩れによる崩壊、陥没決壊が生じ、道路網が

それこそ寸断され、復旧に要する工事用資材も思うように輸送出来ないような、災害の爪あとを目の当たりにして、立ちすくむ思いでありました。ライフラインの被害は、旧山古志村では、電気、水道、電信電話全壊。一日も早くふるさとへ戻れるように工事が急ピッチで施行されておりました。

中越地震の被害状況につきまして

・人的被害

① 死者被害 18 人（14 人） ② 負傷者 2,376 人（25 人）

・建物被害

① 全壊 2,918 棟（622 棟） ② 大規模半壊（1,549 棟）

③ 半壊 8,418 棟（344 棟） （ ）内は山古志村

南砺市も面積の 80% が森林で、山古志村とよく似た地形であり、また活断層が沢山存在するとの観点から考えますと、防災対策の取り組みが早急に必要かと思えます。その中でも、防災道路ネットワーク（バイパス機能を持つ複数の道路）の構築、或いは今、南砺市当局も現在行っております公共建物の耐震構造化の推進をいち早く進めていくべきであります。また一方、今年 9 月に南砺市、小矢部市との合同による県総合防災訓練が行われた折に、大規模災害に対して特に有効な対処手段としてヘリコプターが活躍していました。新しく建設されます公共建物等にヘリポート防災基地などの整備が必要かと思われます。また、住民が分かりやすい防災マップを早期に作成し、防災に強い安全で安心して住める南砺市に整備する必要があると思われますので、提言します。

テーマ② P F I 方式導入による街づくり

P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、公共施設等の建設維持管理、運営等を効率的かつ効果的に実施し、公共サ

サービスの向上や事業コストの削減を図る新しい事業手法であります。日本におきましては1999年7月にPFI法が成立し、同年9月に施行され、また、2001年12月には民間が利用しやすいように法律の一部が改正されました。

PFIの重要な概念は、VFM（バリュー・フォー・マネー）であります。それは「支払いに対して最も価値の高いサービスの提供」の実現を目的として、従来方式のコストとの比較から求められ、事業において、このVFMが確保されるのか、否かが重要となります。また、本事業は5原則と3主義等が遵守されなければなりません。5原則として（公共性、民間経営資源活用、効率性、公平性、透明性）、3主義として（客観主義、契約主義、独立主義）などの遵守が必要とされています。

導入効果としては、

- ① 民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力の活用
- ② 公共と民間の適切なリスクの分担
- ③ 低廉かつ、良質な公共サービスの提供
- ④ 官民の新たなパートナーシップの形成
- ⑤ 構造改革への対応
- ⑥ 職員の意識改革の促進
- ⑦ 財政支出の平準化
- ⑧ 的確で客観的な事業の判断

などがあげられますが、現状の課題として実務上の視点から次のような問題点が指摘されており、その解決が大きな課題であります。

現状の課題

- ① 導入可能性調査から契約まで事務手続きが複雑であること
- ② 官・民のリスク分担を明確化するため、契約内容を詰める事務

分担と金銭的負担が過大になること

P F Iには、民間事業者の資金を出して建設し自ら運営し、事業終了後、所有権を公共に移転するB O T方式、また同じ方式で所有権が自らに帰属するB O O方式、或いはB O T方式の運営の部分を公共に行わせるB T O方式の3つの手法がありますが、それぞれ税制や補助金面での取り扱いに温度差があるケースがあるなど、まだ問題面も多々あると思われます。活用しやすいシステムに公、民が協働して構築していき、新しく建設される公共施設（老朽化した公営住宅、庁舎等の建替え）等に活用されることを提言します。

テーマ③ 土地区画整理による街づくり

本事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え土地の利用増進を図る事業であります。公共施設が未整備の一定の区域において、地権者からその権利に応じて土地を提供してもらい、この土地を道路公園などの公共用地に当てるほか、その一部を売却して事業資金の一部に当てる事業です。これができれば大きなメリットがあり、産業業務系土地利用地区と既存集落との調和のとれた都市基盤の整備により、宅地の利用増進を図り、住居系土地利用地区としての健全な市街地を造成することができます。南砺市としても組合施工による土地区画整理事業の導入を検討され、商業地域、工業地域、農業地域、文化圏などに区分して開発し、旧町の特徴を尊重し、地域にこれしかないという特色を出した土地区画整理による街づくりをして、全国一住みよい南砺市になるよう提言します。

テーマ④ 合併支援道路整備の促進

今年の9月定例会において、道路整備財源に関する意見書が、内閣

総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛に提出されました。また、当局におかれまして懸命の努力をされているにもかかわらず、合併支援道路の整備が大幅に遅れています。防災道路のネットワークの拡充、生活道路の整備、既存企業、他県、他市からの工場誘致や交流人口の増大、促進のためのE T C新インターチェンジの設置が早急に必要であることを提言します。